

小倉北保護課 誤り認め「敷金と引越代」を支払う

4月19日小倉生健会は、「小倉北区の保護課が、精神障害のAさんが近隣の騒音などを理由に引越したのに、1度目は敷金と引越代を支給したが『2度目は支給しない』と言われ困っている」との相談を受け、Aさんを支援したBさんと共に保護課の係長とケースワーカー（CW）に対して見直しを求めました。

保護課と生健会のやり取りは次のとおりです。●印：生健会。◇印：保護課。解：解説。

解：厚労省は、敷金等を支給する条件に“病気療養上著しく環境条件が悪い…”場合等としています。
◇「本庁に相談したら、“病気療養上著しく環境条件が悪い”とは喘息の場合などと言われたので支給しない。
●「喘息等」とは、どこに書いてあるのか。その根拠は何か。
◇……………。

解：厚労省は、敷金等を支給する条件に“親戚や友人宅に寄宿している場合…”等としています。
●AさんはBさん宅に4日間「寄宿」していたが検討したのか。
◇……………。（何も知らない様子だった）

◇引越代を支給しなかったのは「敷金と引越代が連動していると判断したからだ」。
●「敷金と引越代が連動する」と、どこに書いてあるのか。
◇今は、即答できない。

●主治医と嘱託医、2人の医師の判断はどうだったのか。
◇2人とも「転居が望ましい」と言った。

●主治医も嘱託医も、「転居が望ましい」と言ったのに転居を認めなかったのか。
◇……………。

◇家を探す時、なぜ事前に住環境の確認ができなかったのか。
●ちゃんと下見をして、住環境もいいので決めた。しかし、隣の人が壁をたたき、それにおびえた。住んでみてわかる問題だ。
◇なるほどそうなんですか。（全く初耳の様子。BさんはCWに詳しく伝えていた）

解：Bさんが立替えた敷金等をAさんの収入とみなす“収入認定”が行われれば、Aさんは同額を保護費から減額される。
●市は、“援助が当該世帯の自立更生上効果があると認められれば収入認定しない”としている。収入認定すべきでない。
◇……………。（何の検討もしてない様子だった。）

●Bさんがしたことは、本来保護課の仕事だ。本来ならCWに相談し、CWが支援すべきことだが、CWとの信頼関係が壊れているためBさんに相談した。
◇……………。

◇勉強になりました。今日のことは検討して、Bさんに知らせます。
●よろしく願い致します。

4月25日、保護課からBさんに「敷金と引越代を出します」と回答。

※こんなひどい事例が、沢山放置され泣き寝入りしている市民が多くいます。

生健会に是非、相談を！

えっふん てんぶ 天賦人権論

NHKの「朝ドラ」が好評です。植物学者の牧野富太郎をモデルにした「らんまん」です。“ヘクソカズラ”を命名した人が牧野富太郎と知った時「えっ、へー」と、何とも言いえない思いをした記憶がよみがえりました。その「らんまん」の、土佐の自由民権運動の場面で「天賦人権論」の“のぼり”がなびいていました。

「天賦人権論」は、“すべての人間は生まれながらに自由・平等で、幸福を追求する権利をもつ”との考え方で、ヨーロッパでの「神の下の平等」に由来していると言われています。

いま、日本では“基本的人権”は、憲法を貫く最も基礎的な原理とされています。

人権は「政府から恩典として与えられる」ものではなく、人間が生まれながらに持っている権利です。

政府も、ホームページで「生活保護は国民の権利です」と言うようになりました。

ところが、生活保護水準以下で暮らしている国民が生活保護利用者の約4倍います。

生活に困っている人が、気軽に利用できる生活保護制度にしたいものです。



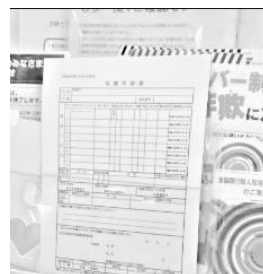
ヘクソカズラ

<今月の歌>

最近、心が沈んだ時にふと口ずさむ歌が「嵐」です。YouTubeでも見たり聞いたりできます。

(歌詞の1番を紹介します)
さみしそうな 貴方の為に
この歌を贈ろう
明日の朝は 貴方の顔に
笑顔もどるように
雨 雨 風 風
吹き荒れてみる
そんな時こそ 俺たちは
また強くなってゆく

新潟市の窓口にてある生活保護申請用紙 ←



先月号で「保護の申請用紙を窓口に」との記事を掲載しましたが、読者の柳井誠さんから「新潟市では、置いている」と写真が届きました。

自立支援医療制度で、“認知症”も医療費負担1割

ストレスなどで“心を患う”方が増えています。そんな時、役立つのが自立支援医療（精神通院医療）制度です。

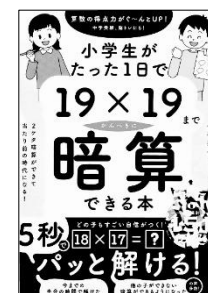
対象は広く、統合失調症・うつ病、そううつ病などの気分障害・認知症・てんかん・薬物、アルコールなどの精神作用物質による急性中毒またはその依存症・PTSDなどのストレス関連障害や、パニック障害などの不安障害・知的障害、心理的発達の障害者で、通院に限り医療費の自己負担が1割になります。

自立支援医療制度の適用は、主治医が「精神医療を長期継続する必要がある」と判断した場合に限られます。

申請に必要な書類は、申請書、医師の診断書、世帯の所得の状況などが確認できる資料、健康保険証などです。

各区役所の保健福祉課（高齢者・障害者）担当窓口にご相談ください。

今こんな本が売られています



- 19*18=342 を暗算する
- ①19+(18-10)=19+8=27
 - ②27*(18-8)=27*10=270
 - ③(19-10)*(18-10)=9*8=72
 - ④②+③=270+72=342

※11*11~19*19の範囲に限られます。

上記とは別に

- 35*35=1225 を暗算する
- ①10の桁 (3+1) *3=12
 - ②両方の1の桁 5*5=25
 - ③12に、25を並べて =1225

※1桁が5に限られます

定価 1100 円の本の中身は、右上の計算方法です。筆者が中学生の頃、右下を知り当時、最先端の手持の計算機と“速さ比べ”をして勝った経験があります。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために